

日銀市第74号  
2026年6月1日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の  
一部改正に関する件

日本銀行では、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」および「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」を本年6月30日限りで廃止することならびに同日までに貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における全ての貸付の返済期日が到来することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本年7月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

## 「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

- 第1編IV. 2. (3)を横線のとおり改める。

## (3) 所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

$$\begin{aligned}
 \text{所要担保価額合計額} &= \text{当座貸越残高} \\
 &+ \text{相対型電子貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{入札型電子貸付残高} \text{ (注2)} \\
 &+ \text{日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額} \\
 &\text{+ ~~成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則分を除く）貸付~~} \\
 &\quad \text{残高} \text{ (注3)} \\
 &\text{+ ~~成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の所要担保価額~~} \text{ (注4)} \\
 &+ \text{米ドル資金供給オペレーションの所要担保価額} \text{ (注4.3)} \\
 &+ \text{貸出増加支援資金供給貸付残高} \text{ (注5.4)} \\
 &+ \text{被災地金融機関支援オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{気候変動対応オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{代理店保証額} \text{ (注6.5)} \\
 &+ \text{歳入代理店保証額} \text{ (注6.5)}
 \end{aligned}$$

(注1) 略（不変）

(注2) 略（不変）

~~(注3) 期間利息（「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める期間利息をいいます。）を含みます。~~

(注4.3) 各所要担保価額の詳細については、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給（米ドル資金供給に関する特則分）に関する事務取扱細則」または「日本銀行が行う米ドル資金供給オペレーションに関する事務取扱細則」を参照してください。

(注5.4) 略（不変）

(注6.5) 略（不変）

以下略（不変）